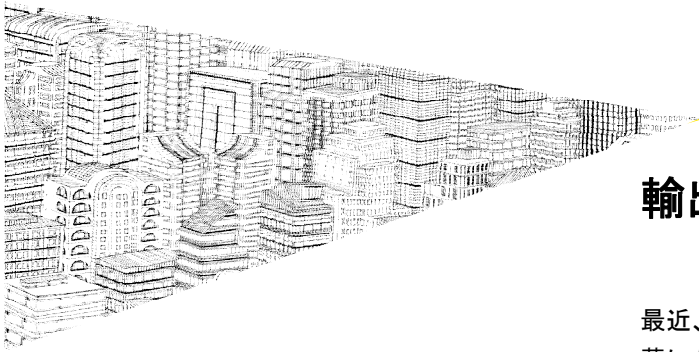


# 通関調査に関するアラート

2013年06月



## 輸出入通関の事後調査

最近、地方の通関局又は通関総局による事後調査の件数の増加が顕著になってきました。このような傾向から電子申告方法が拡大する中で通関時の監査から事後調査に移行することが、政府の通関業務のコンプライアンス強化の主な方法になってきていると言えます。弊社の経験から、通関局の調査は加工業に従事している多国籍企業に集中しています。また、大手商社も調査の対象となる可能性があります。調査における主なトピックは以下の通りです。

### HSコードの分類

これは企業及び通関局に対しても大変デリケートな話題となっています。すでにある法律、ガイダンス、技術文書は別として、調査する担当者の解釈及び経験によってどのHSコードを使うが変わってきます。

自社が分類したHSコードを調査担当者が否認するリスクを軽減するためにも、輸入前に通関専門家の意見を参考にした方がいいと思われます。専門家の意見を参考すれば、輸入品に適切なHSコードを分類でき、また調査担当者の反論に対抗することが可能です。また、輸出入前に書面でベトナム通関局とHSコードの分類を確認することは企業の権利を守る方法の一つです。

### 通関際の課税額

通関調査担当者にしてみれば、輸入品の課税額を決定する際、他の問題と同様に、ロイヤルティーはもっとも大きな問題です。通関調査の際には、ロイヤルティーに関する活動及び契約書が重点的に検証されます。多くの場合、通関局はロイヤルティーを輸入品の課税額に含めることとしています。

従って、上記の点に関して、課税価格を決める際の証拠書類において、このような問題があることを深く認識し、どのように課税価格を決めたのかなど主張を十分に準備することが企業の権利を守るために重要な方法と思われます。ロイヤルティー及び他のものが課税額に含まれる場合、上記の点を認識し課税額を正確に計算すること

により、ペナルティを回避することも可能だと思われます。また上記の項目が課税額に含まれない場合、企業は技術知識、主張を準備して、ベトナム国内法及び国際的規定に従う十分な書類を用意する必要があります。

## 税務管理

上記の問題以外に、輸入品に適用される優遇条件にも集中的に調査を実施しています。調査担当者の好意的な決定を受けるためにハードコピー及びソフトコピーで証拠書類を用意することは、大変重要です。重要な必要証拠書類は下記の通りです：

- ▶ 原産地証明書
- ▶ 販売契約書
- ▶ 請求書
- ▶ 支払の証明書

関税を含める間接税の金額は企業の財務諸表にほとんど表示されておりません。しかし、通関局は、全ての企業に対して潜在的なリスクがあるとしています。この問題がうまく管理されていない場合、キャッシュフローが減少し、税金を払い過ぎたり、過少に申告したり、また多額のペナルティが生じる可能性があります。ベトナム国内及び国際的な経験を有する弊社の関税専門家は、通関の問題点がどのように企業のサプライ・チェーンに影響するかを検証し、又は申告、納税に関する誤謬の軽減をサポートいたします。また、弊社はベトナム国内又は国際通関局の政策案決定者と効果的關係を有しておりますので、通関に関する問題点を解決するために効果的な専門知識及び視点を提供することができます。

## お問い合わせ先

このニュースレターと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及びアドバイザリー業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

### ハノイ事務所

**Huong Vu** パートナー  
huong.vu@vn.ey.com

**Thanh Trung Nguyen** ディレクター  
thanh.trung.nguyen@vn.ey.com

**Trang Pham** ディレクター  
trang.pham@vn.ey.com

**The Gia Tran** ディレクター  
the.gia.tran@vn.ey.com

**佐藤 行洋** 日系企業担当マネージャー  
Yukihiro.Sato@vn.ey.com

**Kyung Hoon Han** 韓国系企業担当マネージャー  
Kyung.hoon.han@vn.ey.com

### ホーチミン事務所

**Christopher Butler** パートナー  
christopher.butler@vn.ey.com

**Nhung Tran Thi Tuyet** パートナー  
nhung.tran@vn.ey.com

**Nitin Jain** パートナー  
nitin.jain@vn.ey.com

**Sarah Jubb** エグゼクティブ・ディレクター  
sarah.jubb@vn.ey.com

**Thinh Xuan Than** ディレクター  
thinh.xuan.than@vn.ey.com

**Thy Anh Huynh** ディレクター  
thy.anh.huynh@vn.ey.com

**小野瀬 貴久** 日系企業担当インドシナ統括ディレクター  
Takahisa.onose@vn.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction  
| Advisory

### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している16万7,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、[www.ey.com](http://www.ey.com)をご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2011 Ernst & Young Vietnam Limited.  
All Rights Reserved.  
FEA no. 16000327

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的なガイダンスとしての使用を意図していません。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

[www.ey.com/vn](http://www.ey.com/vn)